



「火災保険で自己負担なく住宅修理ができる」と電話があった。「保険金が出るようサポートをする」と業者から言われて承諾したが、保険金額の40%を支払う契約だった。そのような説明は受けていない。解約したい。

「火災保険で住宅修理ができる」と誘う申請サポート業者に注意！

ここが重要ペニ！！



- 「火災保険を使って住宅の修理をする契約をしたと思ったら、高額な保険金申請サポート料を支払う契約だった」という相談が寄せられています。
- 「保険金だけで住宅修理ができる。保険金が出るようサポートをする」と勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。契約する前に内容をきちんと確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。保険契約書をよく読んで、不明な点があれば保険会社に直接相談するようにしましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。不安な場合はすぐに消費生活センターに相談してください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン ^い188 ^やもご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

